

## 第58回農地総会議事録

開催日時	令和4年4月7日（木） 午後3時30分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・植田 俊博・廣井 千里・ 中島 義幸・久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・竹内 佳代・中島 正根・ 山本 和正・前田 眞作・中村 富貴・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・ 矢野 強 <span style="float: right;">以上19名</span>
欠席委員	なし
事務局出席者	近森事務局長・永野次長・竹内係長・島田主任・柏井主任 <span style="float: right;">以上5名</span>
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件</p> <p>第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 (所有権移転)</p> <p>第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 (貸借権設定)</p> <p>第6号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 (中間管理権設定)</p> <p>議案外（報告） ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件（追認） ⑤農地法第18条6項の規定による合意解約通知の件 ⑥非農地証明願の件</p>
備 考〔添付書類〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第58回農地総会議案書</li> <li>○現地案内図</li> <li>○議案関連資料</li> <li>○転用許可申請等の結果について（報告）</li> <li>○令和4年度 今後のスケジュール（予定）</li> </ul>

開 議 会 長	(上田 博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただいまより第58回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	本日は、19名全員が出席しております。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長  委 員 議 長	会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。  (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、加藤孝幸委員と川澤一博委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長  島田主任	ただいまから、議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件です。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は5件の申請が出されております。議案書は3ページをご覧ください。 案件1、案件2は、譲受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。 案件1は、三谷、登記地目田、現況畑、2,533㎡外1筆、合計4,107㎡を、案件2は、三谷、登記地目田、現況畑、390㎡を、両案件とも譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が案件1、緑に塗った所が案件2の申請地です。 譲受人は、現在の経営面積が588㎡で農地台帳に登録がないため、耕作計画書が添付されております。 耕作計画書によりますと、譲受人は2年ほど前から借入地においてハーブ類を栽培し、少しずつ販売先を開拓しておりましたが、収穫量が足りていない状況となったため、今回農地を取得してハーブ類の収穫量を増やし、農業経営を軌道に乗せたいと考えているとのこと。また、加工や商品開発も視野に入れ、経営を拡大していく予定とのこと。 このほか、申請書の別添によりますと、譲受人は現在借り入れている農地を全て耕

作または保全管理しているとのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、取得する農地の周囲は耕作放棄地が多く、また、土地柄高低差もあるため、特に影響はないと考えるとのことです。

その他、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人の現在の経営面積は588㎡で、下限面積の4反を満たしておりませんが、今回の2件の申請が許可になりますと経営面積が4反を超えるため、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして、議案書4ページにまたがります案件3は、介良乙、田、16㎡外7筆、合計2,397㎡、譲渡人2名が持分各2分の1で共有している農地を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借り入れしている農地を全て耕作または保全管理しており、高知市以外の香美市にも経営農地があることから、耕作状況について照会し、香美市農業委員会からは、全て保全管理されているとの回答を得ております。

なお、今回の申請地ではクレソンを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農作業に常時従事しており、また、父も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件4は、春野町弘岡上、田、443㎡のうち289.06㎡を譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

申請地残地につきましては、3月7日に開催した第57回農地総会でご審議いただいた、農地法第5条の許可申請の案件になります。

現地案内図はNo.3をご覧ください。赤枠で囲っている部分が土地の形状、ピンクに塗っている部分が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機など11台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響につきましては、地域の耕作条件に合わせることで、また、農薬の使用方法については地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのこと。

続きまして、案件5は、春野町西分、登記地目田、現況畑、96㎡を譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

なお、今回の申請地は未相続のため、相続人からの申請となっております。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借入れている農地は全て耕作しており、今回の申請地では、野菜類を栽培する予定であるとのこと。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのこと。

なお、譲受人の経営面積は2,817㎡となっておりますが、現在、土佐市へ申請中の1,529㎡の利用権の設定が、令和4年4月1日に公告されますと、経営面積は4,346㎡となり、下限面積要件を満たすこととなります。

以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をお願いしております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議長

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。

加藤委員

案件1、案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長

続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員

案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長 川澤委員	<p>続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件4と案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員 議 長	<p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p>
委 員 議 長	<p>全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委 員 議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。</p>
島田主任	<p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>今月は2件の申請が出されております。議案書は7ページをご覧ください。</p>
	<p>案件1は、宗安寺、畑、1,586 m<sup>2</sup>を、重機及び資材置場に転用するため、売買により所有権を移転するという申請です。</p>
	<p>現地案内図は、No.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p>
	<p>本案件は、3月7日の農地総会で審議し、事業計画のうち、進入路については、大型車両の乗り入れが困難と思われること、また、資金計画については、転用資金に対して添付されている通帳の写しの残高が不足していること、などの理由により、許可の判断を保留していた案件です。</p>
	<p>机上配布の資料①ですが、事業計画については変更がなく、先月の総会でご説明しましたので、省略いたします。</p>
	<p>なお、3月7日の農地総会后、進入路と資金計画の2点について、申請者に補正を指導しておりますが、本日までに申請者から連絡はなく、補正された資料の提出もない状態となっております。</p>
	<p>続きまして、案件2は、春野町東諸木、登記地目宅地、現況畑、101.65 m<sup>2</sup>外1筆、合計170.65 m<sup>2</sup>を、自宅の駐車場に転用するため、所有権を移転するという申請です。</p>
	<p>現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地、緑に塗ったところが譲受人の自宅となっております。</p>
	<p>農地の区分につきましては、農振農用地区域の指定を受けておらず、街区の面積に占める宅地の面積割合が40%を超えているため、第3種農地と判断しております。</p>
	<p>それでは机上配布の資料②をご覧ください。</p>
	<p>事業計画書によりますと、譲受人は現在、自宅の敷地内に駐車しておりますが、北側</p>

の市道より水路をまたいで、むき出しのコンクリート橋から進入しており、車の出入りが直角で脱輪の危険性が高いことから、安全性を確保するため、自宅に近接している申請地を駐車場として利用することを計画したとのことです。

続きまして、資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、自家用車2台分と来客車2台分、合計4台分の駐車場に転用する計画となっております。

敷地については、造成は行わず整地のみ行い、砂利を敷く計画となっております。

申請地への進入路については、北側の市道から進入する計画となっております。

排水については、自然浸透及び北側市道側溝へ排水する計画となっております。

なお、排水同意については、高知市道路管理課にて必要ないことを確認済とのことですので。

申請地周辺の状況は、北側は市道を挟んで宅地、東側は市道を挟んで畑、西側は市道を挟んで畑・宅地、南側は畑となっており、周辺農地所有者からの同意書が添付されております。

また、適切な施工及び排水計画により、近隣へ被害を与えないように対応するとのことです。

他法令の手続きとしましては、都市計画法の開発許可は不要となっております。

添付資料としての資金証明書について、申請地は贈与により取得し、整地は譲受人自身が行うことから費用が掛からないため、添付は不要となっております。

地区の土木委員の意見については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しましたところ、申請地に砂利を敷くだけで生活排水が発生しない計画であり、雨水についても北側市道側溝へ排水することから、周囲への影響もないため、土木委員への確認は不要とのことでした。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議 長

第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第一、第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。

加藤委員

案件1については、前回の農地総会で補正を指導するよう決定しましたが、転用者から補正がないままとなっております。

このため、第一事前審査会では、資金計画及び進入路に関する計画の資料が不十分であり、転用の確実性が認められないため、不許可相当という意見となっております。

議 長

続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員

案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審

	<p>議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。</p> <p>案件1については、先月から引き続きの案件ですが、補正に対する回答がないという事ですので、先に案件1だけを審議します。</p> <p>事前審査会では、不許可相当ということになったようですが、この件について、他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
竹内係長	<p>事務局から報告がありますがよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>お願いします。</p>
竹内係長	<p>事前審査会の後、申請者に対して追加の添付資料の提出をお願いしておりますが、本日までに回答がないことをご報告いたします。</p>
議 長	<p>他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件1については、資金計画及び進入路に関する土地の利用計画の資料が十分ではなく、転用の確実性が認められないため、不許可相当の意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>次に、案件2を審議します。案件2について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件2については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件です。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
島田主任	<p>今月は1件の申請が出されております。議案書は10ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、高須、1筆、613 m<sup>2</sup>を、河川の地震対策等工事の現場事務所として使用するため、賃借権を設定するという一時転用の許可申請で、令和3年5月21日に県から許可が下りている案件について、計画の変更申請が提出されたものです。</p> <p>現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p>

	<p>本申請は、当初は舟入川堤防の、地震対策工事の現場事務所として使用していましたが、新たに受注した国分川堤防工事の現場事務所として引き続き使用するため、一時転用の期間を変更するもので、令和4年3月31日までの期間となっていたものを、令和5年3月31日まで1年間延長する申請となっております。</p> <p>転用許可を受けた農地部分は、これまで同様計画通り使用するため、被害防除計画についての変更はない、とのこと。</p> <p>なお、3月31日までに計画変更の承認を受けるためには、3月の農地総会に諮るべき案件ですが、申請者からは、受注工事の落札決定日が3月7日であったため、申請が遅れた、との経過説明書が提出されております。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。</p> <p>第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件1については、計画の変更を許可することを妥当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件1については、許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の所有権移転の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>今月は2件の申請が出されております。</p> <p>議案書13ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>今月は、所有権の移転をする者が2人で延べ2人、所有権の移転を受ける者が1人で延べ2人、所有権移転を行う農地は田が2筆で2,157㎡、畑が2筆で1,741㎡です。</p> <p>それでは、案件の説明をいたしますので、議案書は14ページをご覧ください。</p> <p>案件1と案件2は、譲受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件1は春野町西分、畑、584㎡外1筆、合計1,741㎡を、案件2は、春野町東諸木、田、1,241㎡外1筆、合計2,157㎡を、売買により所有権を移転するものです。</p>
島田主任	



	<p>案件1は、令和3年6月7日に譲渡人から売りたいとの申出があり、令和4年2月28日にJA高知県春野支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。</p> <p>案件2は、平成31年4月23日に譲渡人から売りたいとの申出があり、令和4年3月10日にJA高知県春野支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。</p> <p>なお、両案件の譲受人の現在の経営面積は0㎡で、農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。</p> <p>また、第5号議案の際にご説明いたします、利用権の賃貸借権設定についても申請中のため、合計すると4,699㎡の経営面積となる予定です。</p> <p>耕作計画書によりますと、譲受人の法人代表者は、令和2年4月から県立農業担い手育成センターで農業技術についての研修を受け、先ずは水稻と野菜を栽培し、将来的には経営を拡大していく考えであるとのことです。</p> <p>また、譲受人の法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。</p> <p>なお、議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。</p> <p>以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>両案件について、計画が妥当なものと決定されますと、令和4年5月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p>
議長	<p>以上で、第4号議案の説明を終わります。</p> <p>第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。</p>
川澤委員	<p>第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1と案件2について、計画を妥当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>他にご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>すべての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議 長	<p>そのように決定いたします。</p>
島田主任	<p>続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の、貸借権設定の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>今月は24件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、利用権の新規設定が8件、更新設定が16件となっております。</p> <p>議案書17ページに、利用権設定の総括表を掲載していますので、ご覧ください。</p> <p>まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が26人で、延べ26人、利用権の設定を受ける者が17人で、延べ26人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が57筆で43,356.28㎡、畑が3筆で2,068.50㎡、合計60筆で45,424.78㎡です。</p> <p>設定の内訳は、新規設定が18筆で18,931.50㎡、更新設定が42筆で26,493.28㎡となっております。</p> <p>利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。</p> <p>利用権設定の開始日は、全て令和4年5月1日となっております。</p> <p>それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。</p> <p>議案書は18ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、池，田，1,935㎡外1筆，合計3,370㎡を，3年間貸すという賃借権の新規設定です。</p> <p>続きまして、議案書22ページから23ページにまたがります案件9は、大津乙，田，665㎡外2筆，合計3,990㎡を，5年間貸すという，使用賃借権の新規設定です。</p> <p>なお，本案件の申請地は共有地となっておりますが，共有者全員の同意があることを事務局にて確認しております。</p> <p>続きまして、議案書24ページにまたがります案件10は、大津乙，田，1,365㎡外5筆，合計4,187㎡を，5年間貸すという賃借権の新規設定です。</p> <p>続きまして、議案書28ページの案件19は、春野町芳原，田，279㎡外1筆，合計2,332㎡を，5年間貸すという，使用賃借権の新規設定です。</p> <p>続きまして、議案書29ページにまたがります，案件20は，春野町芳原，田，1,646㎡を，5年間貸すという賃借権の新規設定です。</p> <p>続きまして、案件21は，春野町芳原，田，1,338㎡を，5年間貸すという賃借権の新規設定です。</p> <p>続きまして、議案書30ページの案件23は，春野町内ノ谷，登記地目田，現況畑，311㎡外1筆，合計801㎡を，5年間貸すという賃借権の新規設定です。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、借受人の法人は、第4号議案の譲受人と同一の法人で、経営面積が0㎡のため、耕作計画書が添付されております。</p> <p>耕作計画書の内容は、第4号議案の際にご説明しましたので、省略いたします。</p> <p>続きまして、議案書31ページにまいります、案件24は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、3,160㎡のうち1,267.50㎡を、10年3ヶ月間貸すという賃貸借権の新規設定です。</p> <p>以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>全ての案件について、計画が妥当なものと決定されますと、令和4年5月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第5号議案の説明を終わります。</p> <p>第5号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二、第三、第四事前審査会です。まず、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
<p>森田委員 議 長 山本委員 議 長 川澤委員 議 長</p>	<p>案件1については、計画を妥当と認めました。</p> <p>続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件2から案件15については、計画を妥当と認めました。</p> <p>続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件16から案件24については、計画を妥当と認めました。</p> <p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の、中間管理権設定の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>島田主任</p>	<p>農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける件について、ご説明いたします。</p> <p>今月は2件の申請が出されており、両案件とも新規設定となっております。</p> <p>議案書34ページに、中間管理権設定の総括表を掲載していますので、ご覧ください。</p> <p>まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が2人で、延べ2人、</p>

	<p>利用権の設定を受ける者が1人で、延べ2人となっております。</p> <p>土地は、田が3筆で1,906㎡となっております、全て新規設定となっております。</p> <p>期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。</p> <p>開始日は、全て令和4年5月1日となっております。</p> <p>議案書は35ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、春野町弘岡中、田、454㎡を10年間、公社が借り受けるという、賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>続きまして、案件2は、春野町弘岡下、田、583㎡外1筆、合計1,452㎡を、3年間公社が借り受けるという、賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>以上、両案件とも、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>両案件について、計画が妥当なものと決定されますと、令和4年5月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第6号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第6号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員 議 長	<p>案件1と案件2について、計画を妥当と認めました。</p> <p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員 議 長	<p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、議案外の報告を、事務局より一括してお願いします。</p>
島田主任	<p>議案外の案件について、まとめてご報告いたします。</p> <p>まず、「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書は37ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は6件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、鏡が1件、三里が1件、布師田が1件、一宮が1件となっております。</p> <p>それぞれの案件については、38ページ以降に掲載しておりますので、各自でご確認</p>

をお願いいたします。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は41ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は3件の届出が出されており、地区は朝倉となっております。

それぞれの案件については、42ページに掲載しておりますので、各自でご確認をお願いいたします。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は44ページの申請地区別一覧をご覧ください。

今月は12件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が4件、旭が2件、初月が1件、鴨田が1件、長浜が3件、一宮が1件となっています。

それぞれの案件については、45ページ以降に掲載しておりますので、各自でご確認をお願いいたします。

なお、議案書46ページの案件4の申請地につきましては、後ほどご報告いたします議案外報告⑤の案件2の合意解約後に提出された5条届出になります。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

なお、議案書63ページの案件7の申請地につきましては、議案外報告②の案件1の取消後に提出された5条届出となります。

また、案件8の申請地につきましては、農地法5条届出取消の案件1と申請地が同一の関連した案件となっておりますので、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、「④農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件（追認）」についてご報告いたします。議案書は51ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は、三里地区で1件の申請がされております。

本案件については、3月7日の第57回農地総会で、取り扱いを協議していただき、申請があった際に、地元の第二事前審査会で計画の変更を許可することが妥当であると判断されれば、それをもって許可相当の意見として取り扱って差し支えない旨のご了解をいただいていた案件です。

3月25日付で申請があり、3月28日の第二事前審査会で許可相当とのご意見をいただきましたので、3月29日付で許可相当の意見を付して、県知事に送付し、3月

	<p>30日付で許可となっております。</p> <p>案件の詳細については、52ページに掲載しております。</p> <p>仁井田地区で残土置き場として一時転用している土地、4,466㎡につきまして、転用期間を1年間延長したいという内容となっております。</p> <p>続きまして、「⑤農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は54ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は3件の通知が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、介良が1件、春野が1件となっております。</p> <p>それぞれの案件については、55ページ以降に掲載しておりますので、各自でご確認をお願いいたします。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。</p> <p>なお、議案書66ページの案件1は、第7号議案の案件1の際に説明いたしました、最終貸付者と公社との合意解約となっております、議案書68ページの案件5は、第3号議案の案件2と案件3の際に説明いたしました、別の方と設定していた賃借権の合意解約となります。</p> <p>また、案件6は、第1号議案の案件3でご説明いたしました、譲受人の夫が設定していた賃借権の合意解約となります。</p> <p>続きまして、「⑥非農地証明願の件」についてご報告いたします。</p> <p>議案書は58ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は7件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、潮江が1件、春野が5件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認をし、何れも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告が終わりました。議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたらお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	

事務局報告	
竹内係長	<p>(「転用許可申請等の結果について(報告)」を説明)</p> <p>(議案書の体裁の変更について説明)</p>
近森局長	<p>(「令和4年度今後のスケジュール(予定)」を説明)</p>
議長	<p>事務局からの連絡に関しまして、何かご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
西本委員	<p>前月の農地総会の第5条許可申請の案件について、行政書士が4条と5条の申請を混同していたとして書面決議をされましたが、その件の報告をお願いします。</p>
竹内係長	<p>失礼いたしました。先月の第57回の農地総会で、5条許可申請として議案となっております春野町弘岡上の転用に関しまして、4条許可申請と5条許可申請として申請を2分割しなければならないと県から指摘があり、経過等について行政書士等にも確認のうえ、申請を分けさせていただきたいとして、農業委員会の意見としては5条許可申請で議決した意見をそのまま適用させていただきたいとしてお諮りさせていただいておりました。2分割の申請につきましても、満場一致でもって、当初の5条許可申請の意見を適用して差し支えないという形となりましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>なお、今回の申請については、当初、申請が提出された段階で、事務局が5条申請だけで良いのか、4条と5条に分けて申請しなければならないのか県の方に確認をして把握しておくべきではなかったかという部分で反省すべき点がございますので、今後は、より一層慎重に書類の審査に当たらせていただきたいと思いますと考えております。この度はご迷惑をお掛けして申し訳ございませんでした。</p>
西本委員	<p>行政書士は事前に県と協議した結果、第5条申請で提出したとのことでしたが、後で精査すると申請を2つに分けるようにとの県からの指摘は納得いかない。今後は、このようなことがないように、事務局から県の方に申し入れしてもらいたい。</p>
竹内係長	<p>県の方に申し入れをしておきます。</p>
議長	<p>他にご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。</p>
委員	<p>その他にご意見・ご質問はございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>(意見・質問なし)</p>
次回農地総会	
議長	<p>ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。</p> <p>次回の農地総会は、令和4年5月6日(金)を予定しております。</p>

閉 議 会 長	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時30分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。
------------------	--

以上のおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 5 年 3 月 31 日

議長 上田博

議事録署名委員 加藤孝幸

議事録署名委員 川澤一博

議事録作成者 柏井陽子